

○旧山梨市役所跡地活用検討委員会設置要綱

令和4年1月31日

告示第19号

(設置)

第1条 旧山梨市役所跡地の有効活用について必要な事項を検討するため、旧山梨市役所跡地活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 旧山梨市役所跡地の活用方針等に関する事。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 商業、経営に知識経験を有する者
 - (3) 不動産、金融に知識経験を有する者
 - (4) 地域住民
 - (5) 公募に応じた者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、委員委嘱のときから前条の規定による報告をしたときまでとする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときにはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1回目の会議は、市長が招集する。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、地域資源開発課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。